

## 意見書

平成13年6月25日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく2ちょうめ ばんごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) けい で い - で い - あ いかぶしきかいしゃ  
氏 名 ケイディーディーアイ株式会社

代表取締役社長 おくやま ゆうさい 奥山 雄材

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年6月12日付け情審通第118号で公告された接続約款案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気 通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見等について

### 1. 調査期間について

調査申込みに対する回答期間として事前照会(第10条の2)の場合は2週間、光回線設備の線路設備調査(第10条の9)の場合は約1ヶ月と規定されております。申請案では第10条の9の申込みは第10条の2の申込みを前提とはしておりません。後者の調査内容の一部は前者の調査内容の一部を含んでいるため、事前照会を行っている場合には線路設備調査に要する期間が短縮されると考えられます。よって、線路設備調査の回答期間は第10条の2に規定する事前調査を行っている場合には、更に短期間で回答する旨の規定が必要と考えます。

### 2. 特別の事情の具体的内容について

第10条の9第2項において、回答不能あるいは遅延の条件として、1号から5号まで5項目が列挙されていますが、「次の各号に該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り」という文言によりさらなる回答の制限の可能性を明記しています。同様に第94条の3及び第94条の6においても、「特別の事情」により情報提供の制限を行う事が明記されております。

また、各条において、「特別の事情」の具体的内容や説明責任も規定されておりません。申請案のままですと、運用者の恣意的な解釈・運用が図られるおそれもありますので、「特別の事情」といった文言を削除すべきと考えます。

### 3. 光回線設備の線路設備調査について

#### (1) 敷設可否の判断に関する事業者との協議について

第10条の9第2項第1号においてNTT東西が敷設困難と判断される前には申込み事業者との協議を行う旨を規定して頂きたい。

#### (2) 制限条件の規定について

第10条の9第2項第2号では「利用予定が既にあり」、「敷設計画がない」ところが制限条件となっており、1号よりもさらに恣意的な運用がなされる可能性があります。よって本号は削除すべきと考えます。

同様に、第10条の9第2項第3号及び第4号の規定も極めて不明確な表現になっております。「支障を及ぼす」、「当社の利益を不当に害する」とは、具体的にどういった内容なのかについては全く持って不明です。NTT東西と接続事業者との営業上の競合においても「当社の利益を不当に害するおそれ」と判断されて適用されるなどの可能性もあると懸念されます。こういった懸念を払拭するために本条項の削除を要望します。

#### (3) 接続開始までの期間の延伸について

第10条の9第3項の規定によりますと、書面により通知されるのは、単に同条第2項のいず

れの制限条項が適用されたかという事実のみであると解釈され、結果的に、接続希望事業者への一方的な通告となる可能性も懸念されます。したがって、原案に加え、「具体的な理由が明示される事」及び「具体的な理由となっている障害を除去するための、事業者間の協議の実施」が担保されるように規定して頂きたい。

#### 4. 接続申込みの時期について

第10条の10第1項において接続申込みの最終的な期限は「回答を受け取った後3ヶ月以内」と規定され、同条第2項において、接続の開始は「回答を受け取った後1年以内」と規定されております。

接続希望事業者の一方的な都合により、むやみに期間延伸がなされる事は、望ましくないと考えます。しかしながら、接続希望事業者側の挙証責任において、真にやむを得ない事情であること等が書面によって示された場合等には、同条第2項及び第3項においても事業者間協議の余地を設ける事が、円滑な相互接続の更なる推進に資すると考えられる事から、本主旨に基づいた修正をして頂きたいと考えます。

\* 組織名の敬称は、省略させていただいております。

以 上